

日清戦争記念碑考

—— 愛知県を例として ——

羽 賀 祥 二

一 はじめに

(1) 本稿の目的

戦争記念碑の研究はこれまで主として忠魂碑・招魂碑を対象に、その歴史的な背景、その宗教的な性格如何、その場での儀式がいかなる性質を持つのかをめぐって、政教分離・信教の自由に関する立場の相違を全面に押し出す形で行われてきた。

しかし戦死者の慰霊や戦争における兵士の死という問題を新たな角度から解明しようという研究が現れてきた。その際資料として重要となってきたのが、記念碑・慰霊碑・墓碑などの金石文であった。森岡清美らの研究は会津若松と鹿児島における戊辰戦争や西南戦争の慰霊の実態を金石文を素材に調査しようとした試みであり、また籠谷次郎は日清戦争における死と葬儀の実態、多様な記念碑の解明をおこなった。とくに本稿でも主題として取りあげる第一軍戦死者

記念碑を最大の記念碑ととらえ検討し、さらに多くの「死者記念碑」が各地に建立されたと指摘した。この二つの研究の方向はさらに今後発展させていくことが必要であり、本稿もまたそれに学びつつ、愛知県内の日清戦争記念碑の建立の実態を検討し、またその系譜を明らかにするために西南戦争記念碑を取りあげて、これからの戦争記念碑研究の第一歩としたいと考えている。

戦争記念碑は忠魂碑・招魂碑と呼ばれるものに限られるわけではない。もちろんそれらが多くを占めることは確実だが、それ以外の記念碑群を検討の対象とし、全体として戦争記念碑を考えてみる必要がある。しかし日本社会が作り出してきた、そして現在もまた作り続けている戦争記念碑はどれほどの数があるのだろうか。数万基というオーダーにまで達するのだろうか。しかしこの存在を抜きにしては、日本近代の戦争、戦死者、遺族、宗教に関わる広範な問題は語り得ないだろう。本稿では戦争記念碑の研究上の指針を得るという意味で、日清戦争記念碑を取りあげたいと思う。最初の対外的な大戦争であり、町村から多くの従軍者を出し、戦後数多く

の記念碑が都市や町村に建立された。太平洋戦争後の記念碑はまた別の文脈で考察すべきであるが、戦前の戦争記念碑は時代が下るに従い、数量的には圧倒的に増加していくものの、日清戦争後の記念碑の延長線上で考えることができると思う。

また日清戦争記念碑は明治維新期の記念碑との比較が可能である。戊辰戦争の戦争記念碑は主として藩主体の性格が強い。地域社会との関わりの中で記念碑を考察できるのは西南戦争の時点からである。しかも西南戦争記念碑は直後に建立されたものより、一八九〇年前後に立てられてくるものが多いことが、愛知県内の事例では確認できる。つまり、日清戦争記念碑の直接的な前提として西南戦争記念碑は存在するのである。

籠谷が事例として扱った第一軍戦死者記念碑は、戦前の戦争記念碑を考察する上できわめて重要な、記念碑研究のモデルとなるような性格を持っているのではないかと考える。この記念碑は現在名古屋市東部の丘陵地、覚王山にある日泰寺境内に立っている。もともとは第三師団の南、名古屋市の中心部・中区南武平町に建立されたもので、都市化の波のなかで現在地に移転を余儀なくされた。こうした比較的規模の大きな記念碑に加えて、従軍者・戦病死者を出した郡や町村でも多くの戦争記念碑を建てていた。すなわち第一軍戦死者記念碑の裾野に広がる地域社会の記念碑群を検討してみなければならぬ。本論は今後の戦争記念碑研究を進める上での簡単な見取り図にすぎない。子細な検討はこれからであり、取りあげるべき

論点を提示することにとどまっているをあらかじめお断りしておきたい。

(2) 戦争記念碑の調査の現状

戦前の郡町村誌は戦病死者の氏名を載せ、また記念碑にも触れる。戦後の自治体史は一部を除いて、そうした内容を載せてはいない。まさに記念碑は軍国主義の遺物であるし、社会と戦争、人々と戦争との関係についての視角が異なっていることから、それは当然であろう。現在こうした記念碑を探すためには、どうしても地元での調査の成果を参照しなければならない。しかしそうした成果はあまり多いとは言えない。愛知県内でも記念碑調査の報告書は数少ない。

こうしたなかで注目すべき成果もある。『江南市史 文化編』は第三章に「金石文」を取りあげて、市域内の墓碑・石仏石塔類・金文・灯笼・道標などに加えて、石碑として人物碑・由緒碑・文学碑・忠魂碑の悉皆調査をおこなった成果である。ここで取りあげられている石碑は九十五基に上る。そしてすべて写真と碑文を載せている。『安城の石造物』は『江南市史 文化財編』と並んで注目すべき成果である。これは安城の歴史を学ぶ会が『安城の石仏』（昭和五十四年）に引き続いて刊行したもので、社標・鳥居・狛犬・灯笼・水盤・石祠・道標・記念碑・頌徳碑・文学碑・震災碑・墓碑などの項目に分けて、市内の石造物を調査し、碑名・所在地・碑文・大きさを記載し、そして簡単な解説を付した内容となっている。その数

は五七三件に及ぶものである。それは地道な活動の成果であるとともに、地元の歴史と文化遺産に対するこの歴史グループの熱意と愛情を感じさせる成果でもある。しかしこうした悉皆調査はこれ以外にはない。『春日井市史 資料編』は金石文を調査しており、この中には五十三基の記念碑が採録されたが、戦争記念碑は戦後建立された一基のみである。また『小牧の石碑』も戦争記念碑は取りあげられていない。このように記念碑調査はあっても、戦争記念碑が外されることもある。

愛知県が戦前おこなった金石文の調査の成果が、『愛知県金石文集』上巻である。これは一九二八（昭和三）年に愛知県教育会が県下の各小学校長に委嘱して、碑銘・墓誌・墓銘・歌碑・句碑・鐘銘などの銘文を収集したもので、教育会の紀元二千六百年記念事業として一九四二年七月に刊行を見た。上巻は名古屋編で、以後尾張編・三河編の続刊が予告されており、全三巻で計画であったようだ。全部で九九五例を収録し、その多くは墓誌・墓銘であるが、明治以後の記念碑も相当数ある。また三河地域については高等小学校長会が一九一九年『三河金石文字集』を編集しており、相当数の戦争記念碑をここに見ることができる。またとくに大正から昭和初期に編纂された郡町村誌のなかにも、戦争記念碑について採録したのものもある。

ところで最近編纂された『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯は遺族会・愛知県神社庁に協力を依頼して、県下の戦争記念

日清戦争記念碑考(羽賀)

碑の所在と現状調査を進めたものである。これには洩れたものもあり、また地域によって調査に精粗が見られ、悉皆調査とはいえないが、記念碑の総合調査として資料的価値をもっている。ここに掲載された記念碑・神社(忠魂碑・慰霊碑・記念碑・表忠碑・御霊社・英霊社)は県下二十七市四十八町、一、一六〇件であって、このうち日清戦争記念碑は七十九基が確認できる。本稿では愛知県内の日清戦争記念碑の所在リストを作成するときに、ここに採録された記念碑をもっとも参照した。

二 第一軍戦死者記念碑

(1) 第三・第五師団の出兵と凱旋

名古屋に置かれていた第三師団の第六聯隊、そして豊橋の第三師団第十八聯隊は、一八九四（明治二十七）年八月四日に動員令を受け、八月十五日に編成を完了し、広島に移動した。八月二十六日第三師団第十八聯隊の佐藤正大佐は第二、三大隊を引率して広島に入った。そして以後九月十日までに第六聯隊、第七聯隊、第十九聯隊ほか、砲兵・工兵・輜重兵の諸部隊が続々と入り、市内および近郷に宿営した。九月二日には第三師団長陸軍中将桂太郎が師団司令部を大手町長沼旅館に設置した。市内の各戸は国旗と提灯を掲げ、広島停車場には大国旗が交叉して、夜間には「帝国陸軍万歳」と書いた

大角燈に火が入られたという。そして九月四日以降、漸次宇品を出発して朝鮮半島に向かった。

他方第五師団(広島)は六月二日に出動が命じられ、五日第五師団長陸軍中将野津道貫は管下に非常召集令を発した。そして六月初旬以来朝鮮派兵が行われ、八月中旬まで続いた。八月四日には師団長野津ら司令部が宇品から出航した。第三師団は第五師団と第一軍に編制(司令官山県有朋・参謀長小川又次)されており、第一軍団司令官山県有朋は九月五日広島に入った。この第一軍司令部も九月八日には宇品を出発した。そしてその後虎山の戦い・蓋平の戦い・海城の戦い・牛荘の戦いなどで、激しい戦闘を清国軍と繰り返した。

翌年戦争の終結とともに、順次第一軍の諸部隊は帰還した。第五師団は明治二十八年五月九日から帰還を開始し、八月五日に復員が完了した。また第三師団は六月二十日より大連を出発し、師団司令部が名古屋に凱旋したのは、一八九五年六月二十五日のことであり、七月二十三日にはすべての部隊が衛戍地に帰還した。この戦争での戦病死者数は、第三師団一四二九名(戦死二七〇、傷死八二、病死一〇四三、変死三四)、第五師団二〇六〇名(戦死三一一、傷死七一、病死二六一二、変死六六)であった。

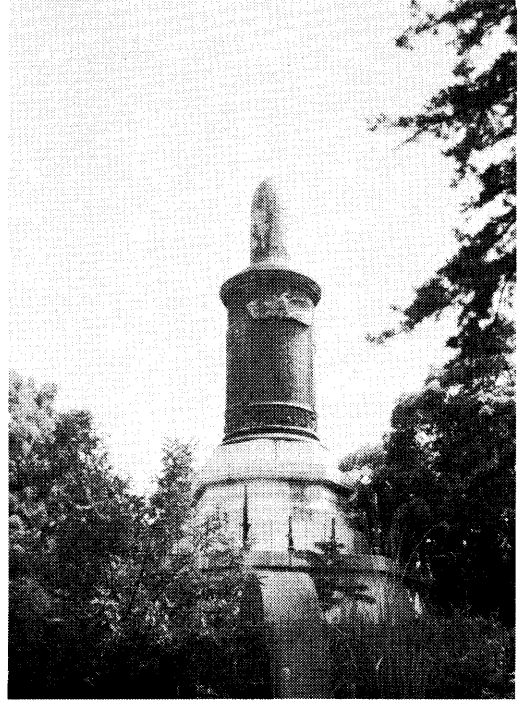
(2) 「第一軍戦死者記念碑」の建立

明治三十三年三月第一軍所属の将校は戦利品で記念碑を铸造することを計画し、六月東京砲兵工廠で铸造が行われた。七月愛知・三

重・岐阜・静岡・石川・福井・富山各県知事は建設費三万円を募集することを発表した¹⁰。記念碑建設委員は帰還時の第一軍司令官であった野津道貫、第三師団長桂太郎、第五師団長奥保肇、第一軍参謀長小川又次を含め十二名の軍団関係者であった¹¹。

名古屋市では一八九九(明治三十二)年四月一日の市会協議会で南武平町交差点(現中区新栄町一丁目)に建設することを決定し、一部私有地買収のための予算(道路改修費)を追加した¹²。当時市では名古屋の東西の幹線道路・栄町通りを東へ、千種停車場まで直線に抜ける道路に改修(十三間の道路幅への拡幅)することを計画しており、記念碑建立もその計画に含まれていたのである。他方四月四日の県議会においては、県は武平町の県庁敷地を改修道路敷地として無償で寄付することを提案し、議会もそれを決定した¹³。

記念碑は陸軍砲兵工廠で铸造され、一九〇〇年六月に完成し、八月から設置場所での工事が開始され、一九〇三年五月五日に竣工した。記念碑の高さは八間四尺二寸(二・九六メートル)、砲弾型、碑文と周囲には戦死者氏名を刻む。戦死者は第三師団三五一名、第五師団三七二名、陸軍通訳三名である。この記念碑が設置された場所は名古屋の中心地である南武平町交差点で、その東北の角には愛知県庁、西南の角には名古屋市役所があり、官庁街とも言うべき場所だった。そして一九二〇(大正九)年十二月に名古屋市東部の丘陵に位置する覚王山日泰寺の東、放生池の北端に移転されるまで、名古屋の中心地のその偉容を誇っていたのである¹⁵。



〔写真1〕 日清戦争第一軍戦死者記念碑

計画段階から竣工に至る経過については不明な部分も多く、今後さらに調査を続けたい。また第三師団と共に第一軍を構成した第五師団所在地の広島にも、名古屋のものと同型の、同じ碑文と戦死者の姓名を刻んだ記念碑が建てられた¹⁶。これについても併せてその概要を明らかにする作業を進めたいと思う。

(3) 碑文の内容

碑文の文章を書いたのは、第一軍司令官として軍団を指揮し、凱旋將軍の一人になる一方、多くの将士を失った野津道貫（二八四一—一九〇八）である。彼は戦中に陸軍大将に昇進していたが、一八九

日清戦争記念碑考（羽賀）

五年五月二十八日京都に凱旋した時には、近衛騎兵の儀仗の礼で迎えられ、明治天皇との謁見の場で、勝利によって国光を輝かした功績を讃える言葉を直接与えられた。そして八月五日の日清戦争の勲功を賞する勲章親授式において、功二級に叙し、金鷄勲章と金千円を授与され、さらに伯爵の称号を得たのであり、まさに野津は凱旋將軍としての軍功を天皇に賞賛された¹⁷。碑文の文章はつぎのように綴られている¹⁸。

明治二十七八年ノ役、第一軍ノ戦大小五十余回、此間九閱月、
 隆署ヲ冒シ祁寒ヲ凌キ、深ク不毛ノ地ニ入り、露宿糲食、衆皆
 疲瘦骨立ス、然レトモ志氣益々振ヒ、堅ヲ破リ鋭ヲ摧キ、向フ
 所悉ク克ツ、而シテ戦死スル者、実ニ七百二十六人、夫レ生ヲ
 舍テ義ヲ取ルハ将士ノ分ナリ、諸子能ク一死以テ君国ニ報ス、
 遺憾ナシト謂フ可シ、況ヤ至尊其祭ニ親臨シテ幣帛ヲ賜フ、天
 下欽慕歎賞セサルナシ、栄何モノカ之ニ加ヘン、然リト雖モ逝
 者ハ終ニ還ラス、生者ハ独リ国光ノ四表ニ発揚スルヲ樂ム、同
 軍ノ将士殊ニ痛悼ニ堪ヘサルモノアリ、乃チ相謀リ、碑ヲ第三
 第五両師団ノ首地ニ建テ、諸氏ノ姓名ヲ録シ、以テ聊カ忠魂ヲ
 弔ヒ、遺烈ヲ永世ニ表彰ス

明治二十九年三月九日

第一軍司令官陸軍大将

正三位勲一等功二級

伯爵 野津道貫撰

第一軍参謀長陸軍少将

従四位勲二等功三級

男爵 小川又次書

この文章から次のような戦死者を顕彰する論理を導き出すことができる。

(ア) 死をもって天皇と日本国家に報じたことは将士としての本分であり、遺憾なく思い残すことはない。すなわち義を尽くしたことにおいて、将士は生を全うしたのである。

(イ) 靖国神社では天皇が親臨して戦死者の慰霊祭典が執行され、それにより戦死者の行為は社会的にも賞賛されたことになり、これにすぐる荣誉はない。すなわち戦場での死は倫理的に最高な行為であることを天皇が認め、祭典を通じて荣誉の光を死者の魂に浴びせ続けることで救われるのである。

(ウ) しかしながら、たとえ戦死者がそのように処遇されたとしても、戦死者ではなく同じ戦地で戦闘を共にし、帰還した従軍者にとっては、国家が勝利の結果世界に示した栄光に戦死者が身を置くことができないことは、痛恨に感じられる。

(エ) この生者の心情は記念碑を建立し、戦死者の功績を後世に伝えることによってはじめて満たされる。それが戦死者の忠魂を弔うことである。結局のところ記念碑というものは、完全なる生を全うした戦死者(忠魂)に対する、生者の遺憾な心情を解消しようとすることであり、戦死者への生者の償い

行為のシンボルである。

しかしこれは軍の指揮官、言い換えれば政府の論理であって、遺族のそれではない。遺族や戦死者の身近にいた従軍者にとって記念碑がどのようなものであるのか、それは町村における記念碑のなかに見出さなくてはならない。

三 愛知県内の日清戦争記念碑

(1) 記念碑一覧表

表Iは現在までに確認できた愛知県内の日清戦争記念碑の一覧である。これは上記の諸種の記念碑調査書と、一部現地調査で得られた結果を一覧表としたものである。

現在のところ確認できた記念碑の数は一一四基である。これからも第一軍戦死者記念碑には広い裾野が広がっていたことは理解できるだろう。このリストは資料の関係上三河地域の記念碑が多く、今後の調査で尾張地域からまだかなりの記念碑を拾い上げることができると考えられる。『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯に収録された日露戦争記念碑は一二二基である。郡町村誌などから採集して見て、日露戦争記念碑の数がどの程度になるかいま推測はできないが、戦争の規模からして日清戦争記念碑は量的に多いということは言えよう。

〔表1〕 日清戦争記念碑一覧表

No.	記念碑名	所在地	建立(撰文) 年月日	揮毫者	備考
1	大日本帝国第三師団殉国 烈士之碑	名古屋市中区	1895・2・28	桂太郎	清国海城に建立、遼東半島返還後移転
2	征清殉大節姓名垂不朽	安城市古井町	1895・3・8	品川弥二郎	古井神社境内
3	征清記念碑	西尾市寺津町	1895・3	佐藤正	寺津村出身従軍者18名、有志数十名の名を刻む
4	表忠記念碑	刈谷市半城土町	1895・3	別役成義	天満神社境内
5	征清記念碑	名古屋市西区平中町	1895・7	徳川義礼	
6	征清凱旋碑銘	安城市古井町	1895・8・1	池田友太郎	No.2の副碑、戦争の経過と従軍者3名の名を刻む
7	征清記念碑	西加茂郡三好町明知	1895・8・1	不詳	明越村出身4名、の従軍記念、八柱社境内
8	征清記念碑	新城市牛倉	1895・8	桂太郎	砲弾型、茶臼山公園内
9	没身	豊明市沓掛町	1895・8	不詳	沓掛町古橋留次郎の顕彰
10	旌忠之碑	江南市古知野	1895・9	不詳	東野村出身従軍者20名顕彰、古知野平和神社
11	表忠之碑	常滑市金山	1895・9	不詳	諏訪神社境内
12	永世不朽	名古屋市中区門前町	1895・10	和田健太郎	野戦砲兵第三聯隊第六中隊の戦績碑
13	表忠勇	安城市高棚町	1995・10	別役成義	高棚村出身の故陸軍上等兵長坂梅吉の顕彰
14	征清彰功碑	幡豆郡一色町前野	1895・11	松平乗承	前野村出身14名の従軍記念、一色神社
15	表忠碑	額田郡幸田町荻	1895・12	不詳	深溝村荻出身従軍者4名の戦績を記す、1名は戦病死
16	日清戦役記念碑	幡豆郡一色町赤羽	1895	土屋光春	栄生村出身従軍者の記念、親宣寺境内
17	征清招魂記念碑	常滑市西之日	1895	不詳	神明社
18	忠魂碑	常滑市井戸田町	1896・1	福島安正	洞雲寺境内
19	征清記念碑	知多郡阿久比町卯坂	1896・1	不詳	卯坂出身従軍者3名の記念
20	表忠之碑	江南市五明	1896・2	時任為基	丹羽郡内の戦死者23名の名を刻む
21	第一軍戦死者記念碑	名古屋市千種区城山新町	1896・3・9	小川又次	第一軍戦死者726名の名を刻む、建立は1903年
22	(日清戦役記念碑)	額田郡幸田町深溝	1996・3	桂太郎	深溝出身の従軍者10名の顕彰、深溝講中が建立
23	記念碑	江南市草井	1896・3	塩田義雄	草井村従軍者11名の顕彰、大善寺境内
24	従軍記念	知多郡阿久比町白沢	1896・4・15	桂太郎	白沢従軍者3名の記念
25	日清戦役奉公記念碑	愛知郡長久手町岩作	1896・4	不詳	岩作村従軍者13名の顕彰、尚武会建立
26	忠勇報国	新城市富岡	1896・4	桂太郎	八名郡出身従軍者185名、死者6名の顕彰
27	征清従軍記念碑	蒲都市金平町	1896・4	東郷平八郎	宝飯郡金平村出身者
28	征清記念碑	西春日井郡西春日町沖村	1896・4	星野守一	下拾箇村出身者顕彰
29	明治廿七八年戦役軍人 記念碑	知多郡美浜町野間	1896・4	大迫尚敏	野間出身戦死者2名、従軍者の顕彰、大御堂寺境内
30	従軍記念碑	丹羽郡大口町奈良子	1896・5	三好成行	西南・日清両戦争、大田村出身戦死者
31	三浦熊次郎碑	豊明市阿野町	1896・5	不詳	八鈕神社
32	征清記念碑	豊明市沓掛町	1896・6	不詳	上高根出身者顕彰
33	忠勇	安城市上条町	1896・7	其音閔隆	戦死者歩兵一等卒藤井豊十の顕彰
34	忠勇鎮氏之碑	中島郡祖父江町野田	1896・7	大山巖	牧川村岩田鎮の顕彰
35	征清記念碑	西加茂郡三好町三好	1896・8	佐藤正	三好村出身8名の従軍記念、八幡社境内
36	征清献捷碑	名古屋市緑区有松町	1896・8	大迫尚敏	
37	報国烈士之碑	一宮市真清田町	1896・10・6	桂太郎	中島軍出身戦死者22名の名を刻む、真清田神社境内
38	陸軍後備歩兵上等兵 早川伊三郎君之碑	江南市勝佐	1896・11	不詳	和勝村出身戦死者
39	忠勇義烈	幡豆郡吉良町富田	1896・12	不詳	富田村出身従軍者5名の顕彰
40	忠烈炳焉	知多郡東浦町石浜	1896・12	大迫尚敏	石浜村出身戦死者の顕彰、稲荷神社境内

No.	記念碑名	所在地	建立(撰文) 年月日	揮毫者	備考
41	招魂碑	西加茂郡小原村市場	1896	不詳	本城村出身戦死者の顕彰
42	征清記念	西加茂郡小原村市場	1896	奥平鉄門	
43	戦捷記念碑	知多郡東浦町緒川	1896	大島義昌	緒川村出身従軍者の記念
44	表忠記念碑	蒲郡市豊岡町	1897・2	土屋光春	豊岡村出身者
45	明治二十七八年役記念碑	西尾市上町	1897・3	茨木惟昭	西野町村出身従軍者、実相寺境内
46	忠死軍人碑	西尾市上町	1897・4・15	内田不賢	西南・日清両戦争、西野町村出身戦死者4名
47	芳名兵捍	知多郡東浦町緒川	1897・5	磯貝寛雄	山神社境内
48	忠魂碑	岡崎市中村町	1897・7・25	大迫尚敏	戦死者1名、従軍者18名の名を刻む
49	表忠碑	西尾市今川町	1897・7	大迫尚敏	大宝村出身従軍者氏名を刻む
50	招魂記念碑	名古屋市千種区城山町	1897・8	徳川義礼	第三師団に従軍し戦死した軍夫の慰霊
51	征清記念碑	名古屋市天白区平針	1898・1・7	山県有朋	愛知郡出身戦死者の顕彰、慈眼寺境内
52	従軍記念碑	知多市八幡	1898・1	不詳	八幡村出身者戦死者・従軍者の顕彰
53	忠魂碑	岡崎部下奥殿町	1898・6	不詳	奥殿村出身戦死者1名を顕彰
54	征清記念碑	豊橋市御園町	1898・7	山県有朋	東田八幡宮境内、氏子戦死者の顕彰
55	(日清戦争一村記念碑)	豊橋市杉山町	1898・9	松井謙	杉山村戦死1名、従軍10名の名を刻む
56	忠義護邦家	岡崎市康生町	1898・9	山県有朋	西南・日清両戦争、額田郡出身戦死者
57	忠魂碑	岡崎市福岡町	1898・10	志賀重昂	福岡町戦死者、従軍者の顕彰
58	征清記念碑	安城市小川町	1898・11	大迫尚敏	小川村出身従軍者8名の顕彰
59	日清戦役記念碑	幡豆郡一色町味浜	1898・12	土屋光春	味浜村出身従軍者11名の顕彰(1名戦死)、満国寺
60	招魂碑	西加茂郡小原村日面	1898	不詳	西南・日清両戦争、西加茂郡出身戦死者25名の顕彰
61	誠忠碑	幡豆郡吉良町吉田	1899・2	藤田尚徳	吉田村出身戦死者の顕彰
62	(軍人記念碑)	豊橋市大手町	1899・3	不詳	桂太郎の撰文、神武天皇銅像を碑上に安置
63	故海軍機関兵栗本君碑	江南市古知野	1899・3	不詳	古知野平和神社境内
64	旌忠碑	豊田市竹町	1899・3	土屋光春	八幡神社氏子の戦死者の顕彰
65	(日清戦争記念碑)	幡豆郡一色町野田	1899・5	土屋光春	衣崎村出身従軍者24名、戦死者3名の名を刻む
66	烈士凱旋記念碑	江南市前野	1899・8	不詳	従軍者8名の名を刻む(西南役2名を含む)
67	明治廿七八年戦役記念碑	幡豆郡一色町大塚	1899・9	土屋光春	五保村出身従軍者7名の名を刻む
68	日清戦役忠死者之碑	中島郡佐織町西川端新田	1899・9	大島義昌	西川端新田出身戦死者顕彰
69	表忠碑	豊明市杏掛町	1899・12	佐藤正	杏掛町出身従軍者顕彰
70	(日清戦役記念碑)	額田郡幸田町六栗	1900・4	土屋光春	六栗出身従軍者4名の名を刻む
71	征清記念碑	名古屋市千種区城山町	1900・5・12	不詳	城山八幡宮境内
72	征清凱旋記念碑	瀬戸市落合町	1900・5	不詳	神明社境内
73	征清従軍人碑	宝飯郡音羽町長沢	1900・8	榎本武揚	長沢村出身従軍者の記念
74	戦捷記念碑	安城市箕輪町	1900・9	大島義昌	箕輪村従軍者の顕彰、神明神社境内
75	明治二十七八年戦役 記念碑	西尾市	1900・11	小松宮彰仁 親王	幡豆郡出身従軍者の姓名を刻む
76	日清戦役従軍記念碑	葉栗郡木曾川町黒田	1900・12	大島義昌	従軍者戦死者の名を裏面に刻む
77	従軍記念碑	豊橋市駒形町	1900	原口兼濟	
78	戦捷記念碑	安城市桜井町	1901・1	大島義昌	桜井村戦死者従軍者の顕彰、桜井神社境内
79	軍人招魂碑	新城市牛倉	1901・3	原口兼濟	南設楽郡石座村他5カ村出身者顕彰
80	戦捷記念碑	安城市藤井町	1901・3	大島義昌	三ツ井村戦死者の顕彰
81	征清記念碑	額田郡幸田町坂崎	1901・4	本多実方	坂崎村出身の戦病死者1名、従軍者4名の名を刻む
82	忠魂碑	碧南市弥生町	1901・5	桂太郎	八柱神社境内
83	戦捷記念碑	碧南市平七町	1901・7	大島義昌	霞浦神社境内

No.	記念碑名	所在地	建立(撰文) 年月日	揮毫者	備考
84	(日清戦争記念碑台座)	西春日井郡清洲町	1901・10	福岡欽崇	西南・日清両戦争、西春日井郡出身者
85	日清戦捷記念碑	岡崎市上青野町	1901・11	桂太郎	青野村他5カ村出身戦死者・従軍者の顕彰
86	報国烈士之碑	中島郡祖父江町森上	1902・4	大久保利貞	森上出身戦死者4名、正琳寺境内
87	報国烈士之碑	一宮市北方町	1903・2	深野一三	西南・日清両戦争の戦死者3名の顕彰
88	日清戦捷記念碑	岡崎市大和町	1903・3	桂太郎	妙源寺境内
89	征清記念之碑	幡豆郡吉良町吉田	1903・6	佐藤正	吉田村出身16名の従軍記念
90	戦役記念碑	知多郡阿久比町宮津	1903・6	桂太郎	宮津従軍者11名、熱田神社境内
91	報国烈士之碑	中島郡平和町法立	1903・10	不詳	左右川村出身者顕彰
92	忠魂碑	豊田市下林町	1903・12	石原応恒	勝手神社氏子の戦死者の顕彰
93	千秋之鏡	知多市岡田	1906・4・1	大島徳太郎	岡田町出身従軍者の顕彰
94	明治廿七八年戦役記念碑	豊明市沓掛町	1907・12	大久保利貞	豊明村出身従軍者の顕彰、豊明神社境内
95	日清戦役記念碑	蒲郡市神ノ郷町	1907	土屋光春	神ノ郷村出身者、赤日子神社境内
96	忠魂碑	常滑市苅屋町	1907	大久保春野	苅屋村出身者顕彰
97	従軍記念碑	岡崎市森越町	1908・10	土屋光春	長瀬村戦死者・従軍者の顕彰、長瀬八幡宮
98	戦捷記念碑	西尾市寺津町	1910・3	大島義昌	西崎村出身従軍者8名の名を刻む
99	忠魂碑	新城市中字利	1911・3	深野一三	中字利村出身者顕彰
100	明治廿七八年戦役記念碑	名古屋市天白区平針	1911・11	深野一三	天白村出身戦死者の顕彰、慈眼寺境内
101	忠魂碑	豊橋市下地町	1923・10	仙波太郎	宝飯郡下地村出身者
102	記念碑	名古屋市中区	不詳	四條隆譚	
103	旌表忠勇之碑	豊橋市杉山町	不詳	原口兼濟	従軍者13名の名を刻む
104	明治廿七八年戦役記念碑	豊田市扶桑町	不詳	土屋光春	
105	明治二十七八年戦役従軍者記念碑	西尾市熊味町	不詳	土屋光春	久麻久村出身従軍者氏名を刻む
106	明治二十七八年戦役従軍者記念碑	西尾市八ッ面町	不詳	土屋光春	久麻久村大字八ッ面出身従軍者氏名を刻む
107	征清記念碑	額田郡幸田町野場	不詳	大島久直	野場出身従軍者3名の名を刻む、熊野神社境内
108	中根末吉君碑	額田郡幸田町横落	不詳	針谷重懋	台湾で戦死した中根を顕彰、秋葉神社境内
109	日清戦役記念碑	幡豆郡吉良町吉田	不詳	土屋光春	
110	忠魂碑	新城市鱈淵	不詳	福島安正	新城町出身者顕彰
111	忠魂碑	東加茂郡足助町野林	不詳	土屋光春	野林出身鈴木忠五郎の顕彰
112	非貞則順碑	額田郡幸田町豊坂	不詳	森久雄三	故春日井徳次郎の顕彰
113	義勇奉公之碑	豊橋市石巻本町	不詳		玉川小学校内
114	従軍記念	岡崎市大幡町	不詳	奥平鉄門	大幡村出身者

(注)

- ① 『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯、『三河金石文字集』、『愛知県金石文集』上、『八名郡誌』(大正15年)、『木曾川町史』、『一色町誌』、『幸田町戦歿者史』、『江南市史』文化財編、『愛知県幡豆郡寺津村誌』(大正12年)、『西尾町史』下巻(昭和9年)、『豊橋市史』第3巻、『安城町誌』(大正8年)、『安城の石造物』、『高棚史』下(昭和13年)、『一宮市史』上巻(昭和14年)、『吉良町史』(平成6年)による。
- ② 現地調査によって補足したものも一部ある。
- ③ 記念碑名の()は碑面に刻まれた題額が不明のため仮に付けたもの、あるいは資料のなかでの名称である。

日露戦争記念碑のなかにも日清戦争での戦病死者を顕彰・慰霊した記念碑が存在する。日清・日露両戦争の戦病死者を一括して顕彰・慰霊したものである。なかには西南戦争の戦死者を含めた記念碑もある。こうした種類の記念碑を『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯から拾うと、五六基が確認できる。建立時期は日露戦争直後から明治四十代がほとんどを占める。また記念碑の名称は「戦役記念碑」や「戦捷記念碑」に比べ、「忠魂碑」が目立つようになっている。この記念碑の名称については、今後の重要な検討課題としたいと思う。

表Iに載せた記念碑以外に、記念碑とは性質をことにする記念施設がある。「忠魂塔」、「忠魂堂」と呼ばれる施設がそれである。「忠魂塔」は碧海郡安城村(現安城市安城町)の了雲院境内に一八九七(明治三〇)年七月に建立された、高さ二・八メートル、幅〇・七メートルの宝篋印塔である。これは了雲院住職山口察祐の発願により、有志者の寄付金によって建てられたもので、碧海郡出身の戦死者の姓名を刻んである。その後一九〇〇年の義和団事件に対する出兵での戦死者、日露戦争での戦死者を合祀し、戦前にはこの塔の前で毎年三月十日の陸軍記念日に追弔会を執行してきた¹⁹⁾。

吉良町吉田の忠魂堂は一九〇三年十月二十三日に建立された施設で、宝珠院の境内にある。当初は日清戦争で戦死した全国の兵士を供養するために、浅井全苗住職が幡豆郡一円の寄付を募り、大日如来を本尊とする堂を建立した²⁰⁾という。これらは仏教信仰に基づいた

慰霊施設である。

(2) 記念碑の特徴

次に表Iから記念碑の特徴のいくつかを指摘してみたい。

第一に記念碑の碑面に刻まれた名辞に関する。表を見る限り単なる「記念碑」だけしか付けられていないものもあるが、おおくはさまざまな名称をもっている。

①「征清」、「日清戦役」、「明治二十七八年戦役」など戦争名を記念碑名に付けたものは四十二基に上る。そのうちでも「征清」が二十四基と過半数を占める。

②記念碑建立の意図に関わることであるが、「従軍記念碑」、「戦捷記念碑」、「凱旋記念碑」という区別を考えることができる。「従軍」十一基、「戦捷」八基、「凱旋」三基となり、従軍と戦捷記念が多いことがわかる。

③記念碑名のなかに「忠勇」、「義勇」、「報国」といった徳目をそのまま付けたものがある。変わった名称としては「没身」(No.9)、「忠烈炳焉」(No.40)、「千秋之鏡」(No.93)、「非貞則順」(No.112)がある。

④もう一つ名称の上で、「表忠碑」(「旌忠碑」)、「忠魂碑」(「招魂碑」)というたいへんシンプルな名称の記念碑があることが指摘できる。前者は十二基、後者は十四基ある。何れも日露戦争後にも多くの記念碑に付けられていく名称である。「忠魂碑」・「招魂碑」により宗教的な色合いが濃いように考えられるが、これらの記念碑の

前でどのような儀礼が行われたかということを含めて検討すべき問題である。

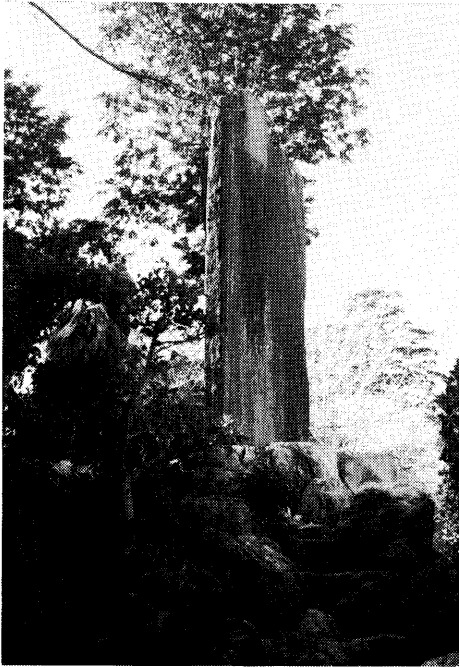
第二には、建立された時期の問題である。No.1の記念碑は清国内に建立されたものである。これについては「六 残された課題」のところ而言及したい。日清戦争が続いている最中の一八九五（明治二十八）年三月段階で建立された記念碑が三基あることが注目される。最も新しいものは一九二三（大正十二）年の宝飯郡下地村に建立された記念碑である。やはり建立数では戦争直後の一八九五年七月から一八九六年にかけて最も多いことがわかる。一八九五年には十三基、一八九六年には二六基ある。その後は比較的毎年一定数が建立されている。一八九七年・七基、一八九八年・十基、一八九九年・九基、一九〇〇年・九基、一九〇一年・八基を数え、それ以降は数基ずつという傾向となる。

第三には、題額の揮毫者である。やはりこれは日清戦争当時の第一軍、第三師団関係の軍人が多い。開戦当初の第一軍司令官山県有朋（三基）、第三師団長桂太郎（十基）、混成第九旅団長大島義昌（八基）、第五旅団長大迫尚敏（六基）、第十八聯隊長佐藤正（三基）である²¹。土屋光春（一八四八—一九二〇）だけは三河岡崎藩士の出身で、一八八〇年代には歩兵第五・第二十聯隊長を歴任、その後監軍部参謀・陸軍省第一軍事課長を経て、日清戦争開戦直前に大本営参謀となり、参謀本部第三局長として戦争指導に当たった軍人である。土屋が記念碑の題額に揮毫を求められたのは、三河出身の有力

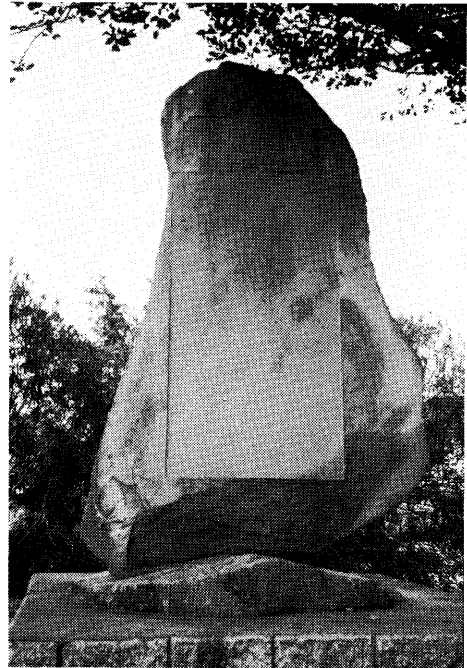
軍人であり、しかも日清戦争の参謀という重職にあったからだと思うられる。

第四には、記念碑は師団・聯隊単位のもの、郡単位のもの、町村単位のもの、という三つに区分することができる。上述した第一軍戦死者記念碑は師団レベルの記念碑であり、聯隊規模のものとしては豊橋の第十八聯隊が主体となって建立したNo.62「軍人記念碑」がある。またNo.12「永世不朽」碑は第六聯隊の砲兵中隊の戦蹟碑であり、珍しい記念碑である。郡の尚武義会などの戦争後援組織が建立した記念碑に、No.20の「表忠之碑」（丹羽郡）、No.26「忠勇報国」碑（八名郡）、No.51「征清記念碑」（愛知郡）、No.56「忠義護邦家」（額田郡）、No.60「招魂碑」（西加茂郡）、No.75「明治二十七八年戦役記念碑」（幡豆郡）、No.84「日清戦争記念碑」（西春日井郡、これは台座のみ、後述）があげられる。他の諸郡においてもおそらく郡出身の従軍者・戦病死者のための記念碑が建てられたと思われる。これら以外の一覧表の記念碑は町村単位で、従軍者自らあるいは徴兵慰労義会などの組織が建立したものである。

ところで一覧表のなかには、個人の事蹟を顕彰する記念碑もある。No.13「表忠勇」（長坂梅吉）、No.33「忠勇」（藤井豊十）、No.34「忠勇鎮氏之碑」（岩田鎮）、No.38「陸軍後備兵上等兵早川伊三郎君之碑」、No.63「故海軍機関兵栗本君碑」、No.111「忠魂碑」（鈴木忠五郎）、No.112「非貞則順碑」（春日井徳次郎）である。これはおそらく町村での戦死者が一人である場合に、個人の戦功を刻むことになったも



〔写真3〕 日清戦争記念碑
(豊橋市東田八幡宮)



〔写真2〕 日清戦争記念碑
(江南市五明)

のであろう。No.13「表忠勇」碑は碧海郡高棚村出身で虎山の戦いで戦死(一八九四年十月二十五日)した陸軍上等兵長坂の一八八八年第三師団第六聯隊に入隊して以降の軍歴を書いたもので、彼の忠勇死節を旌表するために建立された。²²

これはもちろん葬儀の後に家が建てる墓碑とは異なるものである。しかし墓碑のなかには戒名や死没年などを刻んだふつうの墓碑ではなく、記念碑と同様に戦死者の軍歴を中心に履歴を刻んだ墓が存在する。例えば一八九八年十二月二十三日建立の「贈従五位故陸軍歩兵中尉正八位青山忠次之墓」と碑面にあり、この背面に軍歴と日清戦争での軍功が刻まれた墓碑がある。²³ またこの他にも「贈正五位陸軍歩兵中尉林鐵三之墓」(一八九九年十月十七日建立)も同様な墓碑である。²⁴ これらについては建立のいきさつが不明なので推測に止まらざるを得ないが、贈位された後にその記念として建てられたものかもしれない。何れにせよ個人記念碑と墓碑との相違とは何か、明確に押えておく必要があるだろう。

この他建立の主体、場所、大きさ、デザインといった点については、次節で幡豆郡の事例を取りあげるなかで若干検討したいが、全体としての特徴については今後の課題としておきたい。

(3) 碑文の検討

記念碑には撰文をもつもの、題額のみのも、従軍者の名前を刻むもの、そうでないもの、など多様性が存在する。記念碑を建立し

た意図を知るためには、何よりもまず碑文を検討してみることが必要である。ここではすべての記念碑を取りあげて、総括するだけの用意はないので、とりあえずいくつかの碑文の内容を見てみたいと思う。

碑文から読みとれるのは、第一に日清戦争の意味づけに関してである。「義兵」と「驕兵」との戦いという図式で戦争をとらえようとしている。しかも「小を以て大を征す」という言葉が示すように、大國である清を倒したという戦争観を示す碑文もあった。

第二は、「忠勇」、「義勇奉公」、「報国尽忠」といった言葉が示すように、「砲烟弾雨」のなかを勇敢に戦った兵士の功績と栄光を讃え、それを後世に残すこと、決して忘れられてはならないことを強調していた。「忠勇」という言葉は、八月一日の宣戦の詔勅の冒頭に「大日本帝国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス」として出てくるが、天皇の意向を達成した模範軍人として賞賛されたのである。

第三には、従軍者の名誉は同時に、郷党の人々にとっても名誉であることを付け加えていた。この点に関連して、第三師団長桂太郎が在郷帰休兵の行動に注意を促したことを指摘しておく必要がある。地方官などが凱旋を歓迎する挨拶に来たとき、桂は帰郷兵士が身を誤ることなきように留意し、また兵士への賞与金も保護する措置を講ずるように説示し、町村軍人の名誉は軍人一人の名誉ではなく、町村全体の名誉であると述べた。²⁵

最後にこれらもつとも重要な論点になるが、記念碑と戦病死者の

慰霊との関係についてである。碑文のいくつかには記念碑を建てることよって「慰其忠魂」と書いているものがある。それは一つの命をなくした悲しみを共有する家族と有志が記念碑を建て、慰霊を行うという文脈で出てくる言葉である。

No.50「招魂記念碑」は第三師団の下で運送役として従軍し、戦死した軍夫の慰霊のために建立された記念碑である。衆議院議員小室重弘が書いた碑文は、戦場での生死を賭した軍夫の活動は兵士にけっして劣ることはなく、戦争での勝利もまた軍夫の功績がその一因をなしていること、しかし異域に骨をさらし、迷える魂は幾百人と知れないこと、そして贈与も弔祭もないままの、「恨を九泉に呑み、冤を幽冥抱く」怨魂を弔うために記念碑を建て、「吊祭之典」をあげるべきだと述べている。²⁶ここに示された戦死者観は「第一軍戦死者記念碑」の碑文に見られる内容とは異なる。軍夫の霊魂は生を全うしたと考えられる忠魂ではない。空漠たる戦地にさまよう怨魂である。それを日本の呼び戻し、慰霊するための「招魂碑」であった。

四 戦病死者・従軍者と地域社会

(1) 愛知県内の従軍者・戦病死者数

日清戦争の死者(戦死・傷死・病死・変死の合計)は一万三二六四人で、このうち戦死一一六人、病死一万一五八七人であった。

また第三師団の戦死者は二七〇人、病死者は一〇四三人、死者合計一四二九人であった。死者の最も多かったのは第二師団(東京)の二八二三人、続いて近衛師団の二三四五人、第五師団の二〇六〇人、第三師団は第四、六師団とほぼ同じ死者数であった。²⁷⁾

〔表Ⅱ〕は愛知県出身の出征軍人数・戦病死者数、および従軍者への贈与金額、戦病死者の遺族への寄贈金額を市郡別・所属師団別に示したものである。愛知県は日清戦争終結直後の一八九五年九月二日、県内の郡市に対して従軍者の家族への恤救数と実施結果の調査を命じた。そして各郡市は九月一〇日前後調査を「出征軍人軍属并家族待遇一覽表」として県に提出した。〔表Ⅱ〕はこの一覽表を載せた『従軍者恤救実施概況報告』²⁸⁾に基づくものである。この場合出征軍人とは下士卒を指し、将官は含んでいない。第三師団の出征軍人は七千人余、愛知県出身者で近衛師団に所属して従軍者した下士卒は五二〇人余であった。第三師団の出征軍人のうちでは知多郡出身者が最も多く、ついで愛知・海東・碧海・渥美郡と続く。出征軍人が少ないのは郡の規模も関係しているが、南北設楽郡、八名郡、海西郡、東加茂郡などである。

戦病死者数は第三師団所属の下士卒合計で二九四人、近衛師団所属で三一人、合計三二五人の愛知県出身者が死亡したことになる。市郡別の戦病死者率を見ると、第三師団では県全体として四・一六パーセント、近衛師団では五・九二パーセントで、近衛師団のほうが高い。これは出征軍人数が少ないため、丹羽・海西・幡豆・八

名・中島の五郡では一〇パーセントを超える高率となっている。第三師団の市郡別では、名古屋市の一一・五六パーセントは他と比べて際だって高いことがわかる。出征軍人数との関係からか、南設楽・八名両郡が高い比率を示している。東春日井・葉栗両郡は二パーセントを切り、中島・海東・碧海の三郡も二パーセント台である。以下ここでは三河の幡豆郡(現在の西尾市を中心として、吉良町・吉田町・幡豆町などを含む地域)を対象に、地域における日清戦争記念碑の位置について考えてみたいと思う。

幡豆郡の出征軍人は第三・近衛両師団あわせて三五四人、戦病死者は二四人であり、戦病死者率は六・八〇パーセントで、愛知県の両師団あわせた戦病死者率四・二九パーセントと比べてかなり高いことがわかる。『西尾市史』によれば、現西尾市域内の日清戦争従軍者は二三五名、うち戦病死者は一五名、戦病死者率六・三八パーセントで、郡平均に近い数字である。²⁹⁾ちなみに日露戦争の幡豆郡からの従軍者は、戦前に編纂された『幡豆郡誌』によれば、二〇九四人、戦病死者は一六八人という数字があがっており、戦病死者率は八・〇二パーセントである。³⁰⁾

(2) 幡豆郡内の記念碑

〔表Ⅰ〕から幡豆郡内の記念碑を拾うと、No.14「征清彰功碑」(旧前野村)、No.16「日清戦役記念碑」(旧栄生村)、No.39「忠勇義烈」(旧富田村)、No.45「明治二十七八年役記念碑」(旧西野町村)、

No. 46 「忠死軍人碑」(旧西野町村)、No. 49 「表忠碑」(旧大宝村)、
No. 59 「日清戦役記念碑」(旧味沢村)、No. 61 「誠忠碑」(旧吉田村)、

〔表Ⅱ-A〕 出征軍人数・戦病死者数及び贈与金・寄贈金一覧表(第三師団所属分)

郡市名	出征軍人(下士兵卒)			戦病死者			戦病死者率(%)
	人数	贈与金額(円銭厘)	一人当たり贈与金額	人数	寄贈金額(円銭厘)	一人当たり寄贈金額	
名古屋市	346	4,868.00.0	14.07	40	550.00.0	13.75	11.56
愛知郡	651	4,671.41.9	7.18	23	258.75.3	11.25	3.53
東春日井郡	418	2,400.18.2	5.74	7	200.70	28.67	1.67
西春日井郡	309	4,311.80	143.73	12	820.05.8	20.06	3.88
丹羽郡	359	1,751.40	4.88	17	287	16.88	4.74
葉栗郡	173	1,246.35.5	7.20	3	69	23	1.73
中島郡	460	1,558.89.4	3.39	13	169.86.3	13.07	2.83
海東郡	602	1,365	2.27	18	270	15	2.99
海西郡	152	1,120.40	7.37	9	361	40.11	5.92
知多郡	804	金6,464.49.7 米29石2斗8升	金8.04 米3升6合	32	180	5.63	3.98
碧海郡	578	8,710.07.6	15.07	16	512	32	2.77
幡豆郡	331	3,970.52	11.91	20	787.06.4	39.35	6.04
額田郡	303	978	3.23	12	320	26.67	3.96
西加茂郡	190	1,247.70	6.57	12	303	25.25	6.32
東加茂郡	138	769.51.1	5.58	6	118	19.67	4.35
北設楽郡	132	1,652	12.52	5	95	19	3.79
南設楽郡	94	806.51	8.58	8	123.60	15.45	8.51
宝飯郡	344	5,840.68.3	16.98	14	830.75	59.34	4.07
渥美郡	544	9,832	18.07	19	593	31.21	3.49
八名郡	131	2,939.91.3	22.44	11	701.28.2	63.75	8.40
計	7,059	66,504.86	9.42	294	7,550.07	25.68	4.16

No. 65 「日清戦争記念碑」(旧五保村)、No. 75 「明治二十七八年戦役記念碑」、No. 89 「征
念碑」(旧衣崎村)、No. 67 「明治廿七八年戦役記

〔表Ⅱ-B〕 出征軍人数・戦病死者数及び贈与金・寄贈金一覧表(近衛師団所属分)

郡市名	出征軍人(下士卒)			戦病死者			戦病死者率(%)
	人数	贈与金額(円銭厘)	一人当たり贈与金額	人数	寄贈金額(円銭厘)	一人当たり寄贈金額	
名古屋市	2	42.50.0	21.25	0	0	0	0
愛知郡	34	160.46.7	4.72	0	0	0	0
東春日井郡	29	119.95	4.14	2	73	36.5	6.90
西春日井郡	22	124.50	5.66	0	0	0	0
丹羽郡	25	79	3.16	5	70	14	20.00
葉栗郡	15	101.11.4	6.74	0	0	0	0
中島郡	46	89.40	1.94	5	9.50	1.9	10.87
海東郡	33	44.60	1.35	1	15	15	3.03
海西郡	6	12	2	1	40	40	16.67
知多郡	70	金317.35.7 米9斗5升	金4.53 米1升4合	3	65	21.67	4.29
碧海郡	74	706.28	9.53	6	192	32	8.11
幡豆郡	23	162.05	7.05	4	180	45	17.39
額田郡	23	23	1	0	0	0	0
西加茂郡	19	139.90	7.36	0	0	0	0
東加茂郡	9	27	3	0	0	0	0
北設楽郡	6	66	11	0	0	0	0
南設楽郡	11	70.95	6.45	0	0	0	0
宝飯郡	28	410.78.5	14.67	0	0	0	0
渥美郡	42	484.30	11.53	3	65	21.67	7.14
八名郡	7	43.80.2	6.26	1	43.50	43.5	14.29
計	524	3,224.95.5	6.15	31	753	24.29	5.92

清紀念之碑」(旧吉田村)、No.98「戦捷記念碑」(旧寺津村)、No.105「明治二十七八年戦役従軍者記念碑」(旧久麻久村)、No.106「明治二十七八年戦役従軍者記念碑」(旧久麻久村)、No.109「日清戦役記念碑」(旧吉田村)の一五基となる。このうちすでに指摘したように、No.75は幡豆郡出身の従軍者を顕彰する郡レベルでの記念碑である。

西野町村、吉田村、久麻久村では一村で二つの記念碑を建立している。西野町村の場合一つは日清戦争記念碑であり、もう一つは西南・日清両戦争の戦死軍人を顕彰したものである。また久麻久村の場合一基は大字の八ッ面地区が村とは別に独自に建立したものである。吉田村については現在のところ事情は不明である。

ところで愛知県は一九〇〇(明治三十三年)に各郡に対して、日清戦争開始後から終結後に至る郡町村の様相をいくつかの項目に分けて調査させた。その調査の項目は、「宣戦布告後ノ民情」、「召集事務復員事務ノ概略」、「軍事公債ノ募集」、「馬匹徴発」、「軍人家族ノ慰問及扶助」、「軍人予餞会」、「軍隊通行ノ送迎」、「恤兵」、「天機伺」、「頌徳」、「軍人慰問」、「傷病兵ノ慰問」、「凱旋歓迎」、「戦捷ノ景況」、「戦死者ノ祭典及其遺族ノ賑恤」、「軍夫応募及其救護」、「義勇兵及従軍願」、「特殊ノ事項」、「日清戦後ト実業トノ関係」、「日清戦後ト教育トノ関係」、「神官僧侶ノ働キタル状況」の二十一項目に及ぶ広範な内容であった。幡豆郡については郡内各町村からの郡長宛の報告と、郡全体の報告をまとめた『明治二十七八年戦史編纂資料』が現存している。³¹

この史料から幡豆郡内における記念碑の建立について、その背景を知ることができる。

一 戦死者ノ祭典及其遺族ノ賑恤

嗚呼一死以テ国ニ殉ス、其勲功ノ偉大ナル、万世不朽永ク滅セザルベシ、其戦病死者ネ対シテハ何レモ一定ノ祭典ヲ举行シ、仏式ニ神式ニ鄭重ナル儀式ヲ行ヒ、遺族ハ勿論其親族及町村民一同参拜シ、其遺族ヘ弔祭料ヲ賜リ、貧富ノ度ニ応シテ扶助料等ヲ賑恤セリ、且郡徴兵慰勞義会ヨリ遺族二十六名ヘ木盃一個ツ、ヲ贈与セリ、而シテ其葬儀執行ノ節ハ、毎時死亡者遺族ヘ郡徴兵慰勞義会ヨリハ金二十五円ツ、郡長并ニ郡衙職員ヨリ香典及生花又ハ造花等ヲ贈レリ、猶年々招魂祭ヲ執行シテ追慕ノ敬重ヲ表シ、又戦死者ノ偉業ヲ後世ニ伝ヘンガ為ニ、何レモ記念碑ヲ建設セリ、其費途ハ恤兵会并ニ特志者ノ義捐ヨリ成リ、特ニ各町村尚武会ヨリハ金千円ヲ拠出シテ、本郡一般従軍者ニ係ル一大記念碑ヲ西尾町共園内ニ殆ソド落成ノ期ニ達セリ

これによれば幡豆郡において、徴兵慰勞義会が従軍者の慰勞と戦病死者の遺族慰問・救助に中心的な役割を果たしている様子をうかがうことができる。幡豆郡の徴兵慰勞義会は日清戦争開戦直後に設立され、「愛国有志者ノ義捐金ヲ以テ、徴兵現役満期帰郷等ノ者ヘ慰勞ナシテ金員ヲ贈与スルヲ以テ目的トス」と、規則の第一条に規

定された組織であった。³²

その主な活動の内容は、①戦病死者の鄭重な葬儀と毎年招魂祭の執行、②遺族に対する扶助料の付与、③戦死者の偉業を残すための記念碑の建立、であった。葬儀についてはきわめて盛大に行われ、例えば一八九五年二月十七日に行われた西尾町の病死者・和田寛吉の葬儀では、町会議員と西尾町恤兵義会会員が発起人となり、幡豆郡内の三十カ寺の僧侶・郡長・警察署長・県会議員・郡会議員・各町村長・小学校生徒など五千人が参列したものであった。³³

また遺族に対する扶助料は、「表Ⅱ」にある戦病死者への寄贈金がそれにあたる。幡豆郡では第三師団所属の戦病死者二十人に対して、七八七円余の寄贈金が与えられ、一人当たり三九円余となっている。近衛師団所属分では少く四五円となっている。この金額は他郡市と比較しても金額は多い。出征軍人へも帰郷後に贈与金が与えられているが、幡豆郡では第三師団所属分で一人当たり一二円ほどであった。しかしこの表では贈与金・寄贈金ともに郡市で金額に大きな差があることがわかる。これは各郡の徴兵慰勞・恤兵組織が義捐金で成り立っており、その集金額の差がここに現れているのかもしれない。しかしそれにしてもその差の大きさは相当なものであり、この点は今後の検討課題にしておきたいと思う。

③の記念碑の建立は戦死者の出たすべての町村で取り組まれたことが、この史料からはうかがえる。幡豆郡の三十四カ村のうち戦死者を出したのは半分の十七カ村であるが、この報告書の作成された

一九〇〇年段階で記念碑が建立されていたのは、西野町・寺津・味沢・衣崎・六郷・井崎・久麻久・川崎・豊国・厨・吉田・富田・東幡豆の十三カ村であり、史料にもあるように幡豆郡全体の記念碑が西尾町内に完成しようとしていた。表Ⅰと比較すれば、五保・栄生・大宝の三つの村の記念碑がまだ建立されておらず、建立された記念碑のうち現在六郷・井崎・川崎・豊国・厨・富田・東幡豆のものは確認できていない。またこの史料には西尾町の記念碑は千円の寄付金が支出されたとあるが、『明治二十七八年戦史編纂資料』には一部だが、記念碑の建立費用を記載した村もある。例えば味沢・衣崎両村では三〇〇円、吉田村では四二二円、東幡豆村では六七円一四銭となっており、相当の差があることがわかる。

(3) 地域社会における記念碑の位置

日清戦争の開戦と同時に、幡豆郡の各町村では恤兵義会などを組織し、義捐金を募り、従軍者の家族を慰問し、そのうち生活困難者には扶助料を贈るなどの活動を始めた。また出征に赴く兵士があれば、送別式(軍人予餞会)を行い、停車場や兵営まで見送った。出征者・在営者へ慰問状を出し、時には義会員が出張慰問を行うこともあった。負傷して帰国する者は岡崎停車場に出迎え、見舞金を贈る一方、勝利の報が届くたびに従軍者の家族を招いて、戦捷祝賀会を開いた。凱旋帰国の時には町の代表者が名古屋駅・豊橋駅へ出張して、歓迎の意を示し、帰郷の日には各戸国旗・球燈を掲げて祝

意を表した。代表者は部隊まで、役場員・義会員は停車場まで、町民は一里内外の所で旗を立てて出迎えた。到着後には郷社へ参拝し、万歳を唱呼し、祝杯を呈して慰勞し、また慰勞金とともに記念品が渡された。³⁴

こうした従軍者への慰勞・報償、戦病死者の村葬、家族・遺族への後援、戦捷祝賀会、盛大な凱旋行事、など戦争に伴う一連の動きのなかで、記念碑建立もまた重要な一環を構成していた。しかも多額の費用をかけて、その活動を集約するような位置を与えられていたと考えられる。また記念碑を建てることは、従軍者に遺族がいない場合、贈与金の使途の対象でもあった。日清戦争後に組織された名古屋市恤兵会は、義捐金により従軍者家族への援助・戦病死者の弔祭料・遺族への扶助料などを支出することを目的にしていたが、この他弔祭料を受領する遺族がない場合には、それを墓碑または記念碑を建設する費用に充てることにしていた。³⁵この場合墓碑と記念碑をいかに区別したのかについては不明だが、戦死者への厚い追悼の意思を示す象徴たる役割を果たすこともあった。

もう一点記念碑の役割について触れておきたいと思う。それは従軍者にとつての意義に関わる。記念碑に戦病死者の名前を刻み、その前で神式もしくは仏式での慰霊祭典を行う時には、戦病死者と遺族を含め地域の人々が宗教的関係を持ち、記念碑がそれを媒介するということになる。しかし戦病死者のいない町村の従軍記念碑である場合が多いが、そこでは従軍者が帰郷後に自ら記念碑を建てて、

戦争へ参加したことの記憶を残しておこうということもあった。この記念碑は従軍者の功績を称え、他方で後進の者に忠勇報國を鼓舞する意義をもつだけで、宗教的な関係性がそこにはないかのように見える。しかし幡豆郡寺津村の「戦捷記念碑」の記念碑について触れた次の史料は、必ずしもそうでなかったことをうかがわせる。この村には戦病死者はいなかったが、「征清役ノ偉績ヲ永ク後世ニ伝ヘン為メ、有志ノ抛金ヲ募集シ、逸早く征清記念碑ヲ建設シ、其役ニ従ヒ名譽ノ戦死ヲ遂ケタル者ノ為メニ、年々招魂祭ヲ施行」したという。³⁶ここでは村の戦病死者ではなく、日清戦争全体の戦病死者が慰霊の対象であったのである。

こうした日清戦争前後の地域社会での後援・慰勞・義捐活動は、記念碑の建立をいわば締めくくりとして幕を閉じた。その活動の成果について幡豆郡西崎村では、「兵役ハ国民ノ義務テフ觀念ヲシテ一層深固ナラシメ、軍人ハ人生ノ名譽タルヘキヲ覚知スルニ至リシコト、大ニ尚武ノ氣ヲ発揚シ、青年ノ間ニハ角觚打石等体力ヲ鍛鍊スルノ遊技盛ニ、軍歌ノ頻リニ歎唱セラル、ニ随テ、卑猥ノ歌謡等次第ニ滅消シタル」ことをあげていた。³⁷これは郡・県宛の報告書の記事だから、割り引いて考える必要があるが、戦勝という事実と一連の行事が社会の雰囲気を変えていったことは確かだろう。

しかし他方で、日清戦後の軍人後援事業については問題点も指摘され始めていたことも事実である。一八九九年十一月十三日西尾町役場は各大字の伍長に対して、軍人の入退營の送迎に際してかなり

の出金があり、虚飾の宴会で無益の浪費が起きていることに注意を促し、その原因となっている「自他競争の傾き」を抑えるように通知した。³⁸

五 戦争記念碑の系譜 —— 西南戦争記念碑について ——

明治維新に際して新政府軍に所属し、戦死した将士の慰霊の施設が招魂社であり、またこれと時を同じくして戦争記念碑も建立され始めた。例えば名古屋藩の場合には、戊辰戦争での戦死者二十五人を慰霊するために、一八六九（明治二）年四月名古屋郊外の川名に旌忠社が創建された。³⁹これは現在は旧名古屋城三の丸の愛知県護国神社は移転している。そこには「旌忠社」という文字を刻んだ燈籠一對の奥に、一基の記念碑があり、「哀些忠勇戦死碑」という文字が刻んである。これは藩を単位とした記念碑であって、ほとんどの場合には藩士がその顕彰・慰霊の対象であった。

徴兵令のもとで兵役に従い、戦闘での戦死者を出した最初が西南戦争であり、徴兵が強制的な色合いをもっていったために、それ相応の処遇が必要となり（これが帰郷者に慰労金を与えるための徴兵慰労義会の設立理由となる）、まして戦死者が出た場合には町村や有志者が記念碑を建立することが多くなっていった。まさに日清戦争記念碑の直接のきっかけは、この西南戦争記念碑であったと言っようだろう。⁴⁰

〔表Ⅲ〕は愛知県内の西南戦争記念碑の一覧表である。現在まで

日清戦争記念碑考（羽賀）

に確認できたのは十五基である。名古屋鎮台の第六聯隊が建立したものの（No.3、4、5）、郡単位で戦死者を顕彰したもの（No.2、6、8）、その他村単位、あるいは有志が建立したものがある。時期は名古屋と西尾の五基は戦争直後であるが、それ以外は遅いということが特徴である。一九〇〇年というものもあるが、一八八〇年代後半から日清戦争直前という時期が多い。

建立の意図については、どのようなことが考えられるだろうか。義を重んじて死を賭し、王事に尽くした戦死者を顕彰し、他方で「観感奮励以忠勇義烈之心」させることを意図した点では共通性がある。No.2の「戦死忠勤名碑」は明治期に作られた西尾共園という場所（旧西尾城郭内）にある（写真4）。この記念碑の碑文には戦死ということについて、尊王という観点で言えば決して惜しいことではないけれども、「私情」に立てば哀れむべきことであり、ましてその名が消えてしまうことは悲しむべきことだと述べる。そして七名の戦死者の名を碑に刻んで、人々に義心を促すようにするために建碑すると書いていた。また、No.7「西征陣亡六士之碑」は八名郡長矢島貞廉の撰文によるものだが、やはり遺族の「私情」という観点から記念碑が建立されたいきさつに触れたものとなっている。すなわち矢島は戦死者の靈魂は既に靖国に祀られてはいるけれども、ここに記念碑を建てるのは郷里にいる肉親の「骨肉之情」に応えるためであると述べているのである。

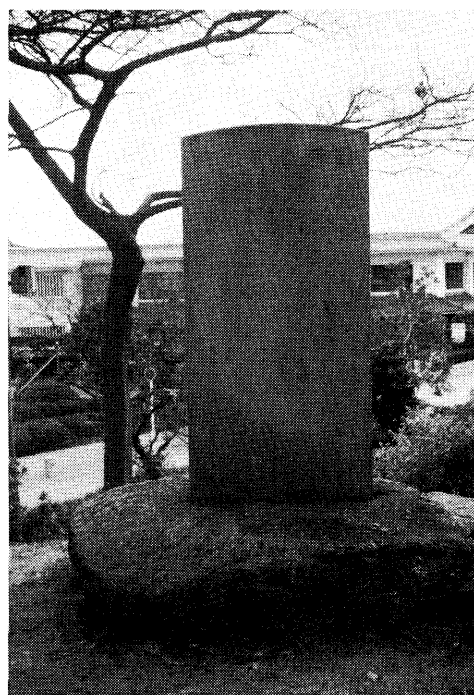
また慰霊ということを強調したものが、No.8「西南戦死碑」であっ

〔表Ⅲ〕 西南戦争記念碑一覧表

No.	記念碑名	所在地	建立(撰文)年月日	揮毫者	備考
1	(明治十年西南役記念碑)	西尾市上町	1878・3	松平乗承	西野町村出身の戦死者
2	戦死忠勤名碑	西尾市錦城	1878・4	不詳	筒井載の撰文、幡豆郡出身の戦死者7名の顕彰
3	戦死者之碑	名古屋市中区三の丸	1878・11	不詳	第六聯隊将士の戦死者の姓名を刻む
4	(西南戦争記念碑)	〃	〃	—	愛知県知事安場保和の撰文
5	(西南戦争記念碑)	〃	〃	—	第六連隊長佐久間左馬太の撰文
6	戦死者記念碑	江南市五明	1886・10・1	勝間田稔	丹羽・葉栗郡出身の戦死者10名の顕彰
7	西征陣亡六士之碑	豊橋市賀茂町	1888・9	不詳	賀茂村出身6名の戦死者の顕彰、撰文は1884年3月、八名郡長矢島貞廉
8	西南戦死碑	一宮市真清田町	1889・9	勝間田稔	中島郡出身戦死者19名の名を刻み、戦功を刻む(土肥実匡の撰文)
9	西南役戦死者之碑	八名郡石巻村	1890・5	—	撰文は歩兵18聯隊陸軍中佐小島政利
10	表忠記念碑	知立市西町	1891・5	有栖川宮熾仁親王	11名の戦死者のために従軍者が建立、知立神社境内
11	孔武	岡崎市鶴単町	1896・10	不詳	従軍者2名の顕彰
12	西南之役	江南市勝佐	1896・11	不詳	和勝村出身戦死者・大脇辰三郎の顕彰
13	忠勇義烈	宝飯郡八幡村	1900・3・20	土屋光春	天竜寺境内、歩兵伍長清水台助の顕彰
14	戦捷記念碑	碧南市笹山町	不詳	間瀬松三郎	二本木・荒子両村出身の戦死者・従軍者の顕彰
15	(西南役従軍人碑)	宝飯郡音羽町	不詳	不詳	陸軍歩兵一等兵松崎辰次郎と刻む

〔注〕 ① 『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯、『三河金石文字集』、『一宮市史』下巻(昭和14年)、『江南市史』文化財編、『西尾町史』下巻(昭和9年)、及び現地での補足調査による。

② () 内の記念碑名は題額として刻まれたものではなく、通称によるもの。



〔写真4〕 旧西尾公園内の西南戦争記念碑

た。この記念碑はもともと名古屋市内の地藏寺という寺院に建立されたもので、一九二二年十二月に現在地の一宮町真清田神社に移転された。この碑文には郡中有志諸子が戦死者十九名の死を悼み、拠金して建碑し、「慰其霊」とある。これに続けて碑文は「既に靖国神社の祭を受け、また其の家に慰勞金を賜ひ、今また郡人立碑の挙有り、死にまた栄有りと謂う可し」と述べた⁴¹⁾。これら二つとも靖国神社での慰霊とは別に、戦死者の郷里で遺族や友人によってその死を追悼するための施設が必要だったことを示しているだろう。⁴²⁾

ところで記念碑の碑文という点で言えば、また日清戦争記念碑の源流という点で言えば、No.3、4、5の第八聯隊関係の記念碑がもっとも注目される。現在は愛知県護国神社の境内にあり、「戦死者之

碑」を中央に、その左右に建立のいきさつを記した二基の記念碑が並んで立っている。これらはいずれも一八七八年十一月に名古屋鎮台第六聯隊に所属し、戦死した将校兵卒のために、鎮台司令部・兵営のあった名古屋城幅下門に建てられたものである。⁴³

「戦死者之碑」は碑面5段にわたって戦死者の身分姓名を刻んでおり、上2段は将校下士官、下3段は士卒で文字も幾分か小さい。

「山口県歩兵少佐従六位 進藤俊行」、「和歌山県歩兵大尉正七位 美濃部正直」といったように、将校下士官は出身県・身分・位階・姓名を記すが、兵卒は出身県と姓名だけである。碑面に確認できる戦死者は、第一段二十五人、第二段三十八人、第三段六十五人、第四段七十七人、第五段八十一人の二百八十六人である。出身県別では兵卒はすべて第六聯隊管下の愛知・静岡・岐阜・長野各県の出身者であり、他方将校下士官は全国的な傾向を指摘できる。

この石碑の東には少し小さい二メートルほどの高さの記念碑が建つ（No.4）。愛知県令であった安場保和が次のような文章を書いた。

西郷隆盛、樹叛旗鹿兒島也、逞兵三萬、勢頗猖獗、首據田原・植木之天嶮、張重圍于熊本城、虎視眈々、有席卷九州、荐食上国之志、天下不逞之徒、亦窺其鼻息、窃送款、聚衆者、遠近相望、方此時、若官軍有小蹉跌、則天下之大勢、殆有不可計者矣、幸而官軍之將士、忠奮勇敢、激戰于劍華電閃之間、苦鬪于彈丸兩注之際、陸則挫田原・植木之堅壘、海則擣鹿兒島之根據、或

扼其喉、或拊其背、遂得與熊本一條之血路、於是乎、賊之敗兆既顯矣、然而賊尚猖獗、更據人吉、隱見出沒于竹田于臼杵、遂退而守延岡、千敗不屈剝悍能戰、賊馬之所過、暴戾殘虐、老弱顛乎溝壑、丁壯流離乎四方、兵燹之所及、家屋灰燼、野無青草、其酸毒再太甚矣、然官軍將校之智、士卒之勇、應變適機、首尾相援、錦旗所嚮、連戰皆捷、賊軍策盡謀窮、終窳蹙于城山之一隅、以九月二十四日、賊巢覆滅、魁首伏誅矣、夫此役也、起于明治十年二月、經八閱月之久、漸奏蕩平之功、使明治維新之盛業、益鞏固其根基者、則雖繫聖朝之威武、而非由將校之智略與士卒之勇敢、収其全勝、安能得如此乎、頃者名古屋鎮台有志之將校士卒相謀、建碑于本城之南郭、勒其功勳、永為當年之紀念、此役也、管民之殉王事者爾數百人、嗚呼悲哉、終不自揆、聊陳鄙言、以謀其不朽云

明治十一年十一月 愛知県令従五位安場保和謹撰併書

安場は旧熊本藩出身で、維新後各地の地方官を歴任し、九年に愛知県に赴任したばかりであった。この文章はたいへん簡潔に西南戦争の経過を記し、賊軍の大いなる暴虐の振る舞いに対して、官軍は将校の智恵と士卒の勇敢さで連戦連勝し、遂に賊軍が城山に散ったことを述べている。そしてこの戦争が維新の基礎を固め、さらに天皇の武威を示したものと評価した。

「戦死者之碑」の西には一番小さく一・二メートルほどの記念碑

があり、これは第六聯隊長であった佐久間左馬太が建碑のいきさつを記したものである。そこでは一八七八年の明治天皇の北陸東海への視察旅行の途次、名古屋鎮台を訪問した際に司令長官四條隆調が西南戦争での戦死者について奏上し、天皇が下付金を与えたことが発端だと述べていた。このように記念碑に聯隊所属の戦死者の姓名すべて刻むというやり方が、日清戦役第一軍戦死者記念碑に継承されたことは容易に推測されよう。そして墓碑や慰霊のための招魂社ではなく、文字で碑面に事蹟を刻み、記憶に残していこうという記念碑が登場し始めたのである。これはとくに明治十年代の維新指導者のために建立された記念碑(「神道碑」)や、県令の事蹟記念碑が建立され始めたことも関連した動向だと考えられる。

六 結びに — 検討すべき課題 —

西南戦争と日清戦争の記念碑、すなわち一八八〇年代から日露戦争前までに建立された戦争記念碑について、今後検討しなければならぬ課題のいくつかは本論中でも指摘してきた。ここでは次の諸点をあげておきたいと思う。

① 記念碑の形状・デザインについては、第一軍戦死者記念碑のような砲弾型、あるいは和歌山市の西南戦争記念碑のような銃剣型など武器をかたどったものがある一方で、西尾市の西南戦争記念碑は碑頭に銅製の鷹を安置してあった(現在はこの記念碑の所在不明)、それは高千穂艦の檣頭の瑞鷹をモデルとしたものもあった。

こうした銅製の鷹を記念碑に安置する例は愛知県内でも日清戦争に限らずいくつか存在している。さらに異例な記念碑が表IのNo.62「(軍人記念碑)」である。これは第十八聯隊の練兵場に建立された記念碑だが、神武天皇の銅像を碑頭に安置したものである。こうした銅像記念碑は先例として金沢兼六園の西南戦争記念碑「明治之標」がある。これらの銅像をもつ戦争記念碑もその由来を含め検討していく必要がある。

② 上に上げた西尾市の日清戦争碑は現存していない。記念碑が建っていた場所だけは今でも確認できる。しかし記念碑の所在は不明であり、おそらく太平洋戦争後撤去されたものと推測される。また清洲公園(清洲城址)には銅製で意匠に優れた記念碑の台座のみが現在残っている。これは西春日井郡郡役所(西枇杷島町)の南の丘上に、一八九九年一月建立されたもので、銃剣型をしており、正面には「征清紀念碑」と刻んであった。そして裏面には愛知県事沖守固による文章が刻まれたと記録にはある。そして記念碑の前には「果敢楽戦」、「馬革裹屍」の句が刻まれた二基の角柱型の記念碑があった。⁴⁴ 後者は現存しているものの、記念碑本体は行方不明である。こうした戦後民主化の流れのなかで、軍国主義のシンボルとして撤去され、もしくは土中に埋められた戦争記念碑は多いのではないかと考えられる。そしてその中の一部は一九五〇年代後半以後再建されたといった。豊橋の軍人記念碑もその一例である。こうした記念碑の行方も含めて、戦後の戦争記念碑の取り扱いの問題を考えていく

べきだと考える。

③この他戦争記念碑の社会的背景を理解していくためには、種々の戦争記念物を考慮していかなくてはならない。「木盃」、「武内宿禰銅額面」、「紀念牌」、「従軍記章」⁴⁵、「従軍感謝状」⁴⁶などが従軍者や戦病死者の遺族に与えられた。こうした記念物を目にするのはあまりないが、おそらく多様な記念物が存在したことが郡町村誌の記事からはうかがわれ、そうした記念物の発掘も課題となろう。また信仰に関わる記念物としては戦争絵馬がある。例えば、西尾市米津神社の奉納絵馬に「明治廿七八年日清戦争凱旋之図」という一枚があり、これは一九〇〇年九月九日、米津村の従軍者一同が寄付したもので、軍艦が港につき、人々がそれを歓迎しているありさまが描かれている。⁴⁷このような戦争絵馬は日清戦争以前から存在するようだが、戦争と宗教との関係を考える素材となる。

④日清戦争記念碑の問題は日本国内だけに限定して議論はできない。戦場となった朝鮮半島や遼東半島などにおいても、戦争記念碑が建立されたことも視野に入れて考えていくことが必要である。例えば一例を挙げれば、愛知県護国神社にはきわめて珍しい、注目すべき記念碑が現存している。現在は本殿の区画になっているため、内部には入れず直接記念碑を見ることはできないが、一八九五年二月二十八日建立の「大日本帝国第三師團殉國烈士之碑」と題した記念碑（題字は第三師団長であった陸軍中将の桂太郎）がそれである。⁴⁸この記念碑は第三師団が戦った海城に建立されたもので、遼東半島

日清戦争記念碑考（羽賀）

の返還にもなっており、同年十二月に現地から名古屋城幅下門に移転したものだといふ。⁴⁹これは海城占領に対して明治天皇が勅語を与えたことに関係するものと思われる。

またこれは新聞の記事でしか現在確認できていないが、朝鮮人や清国人が現地建てたという記念碑がある。一八九五年四月二十三日付の『読売新聞』は次のような記事を掲載している。⁵⁰

朝鮮に不忘の碑なるもの二基あり、一を工兵少佐河野通成氏のものとす、一を同伊藤元善氏のものとす、而して共に両少佐が功徳を賛する者とす。今又清国の土人等我將校の恩恵に感じたるの余り、溝運河付近に同地兵站部司令官山泉俊信氏の為めに不忘の碑を立て、其功徳を頌する。清国に我土の不忘碑ある、実に之を以て嚆矢とす。其文に曰く、

大日本第一軍兵站部司令官山泉俊信公渡海以来民多驚慌自立衛所保護一方民皆安堵賞罰有章仁慈愛民勸碑不忘

明治二十八年二月 日

溝運河関会同盟

さらにもう一例をあげれば、同じく一八九六年七月二十三日付『読売新聞』には、清国内において「倭寇の碑」が建立されたことを報じている。⁵¹これは山東省の日本軍による一時占領地に、清国人が威海衛占領に関する記念碑、「倭寇の碑」を建てたというもので

ある。その碑文には「倭寇犯順」、「賊為出沒之所」とかいった文字があり、これは平和克復・日清和睦の今日にはふさわしくなく、しかも日本の国威にも関わるから当局者は事実関係を清国政府に照会すべきことを要求した記事であった。⁵²こうした事例を確認することはたいへん難しいことだと思われるが、資料の地道な搜索が必要となるだろう。

以上の他議論すべき事柄は多い。記念碑が建てられていく場所、すなわち顕彰・慰霊の空間の問題がある。例えば上述の清洲にせよ、西尾城跡にせよ、そこには日清戦争の記念碑ばかりではなく、他の戦争記念碑が集中して建っている。そこは顕彰と慰霊の空間としての役割を果たしている。そうした近代から現在にかけての顕彰・慰霊空間のもっている意味を問うことも一つの課題となる。また戦病死者の遺体の処理や遺骨の取り扱いの問題なども説明すべき重要な課題であろう。

日清戦争期には新聞や錦絵、『風俗画報』などのような挿絵入り雑誌、多くの日清戦争本、戦闘場面を題材にした演劇、幻灯会などを通じて、地域社会の人々に戦争の情報が伝達され、一定の戦争イメージが形成された。また軍歌が作られ、さらには木口小平のような戦前の代表的な軍神も初めて登場した。まさに日清戦争は軍事的な価値が人々の意識に浸透する大きなターニングポイントをなしたのである。こうした軍国社会の象徴的な事物として日清戦争記念碑は存在し、そこから「英霊」⁵³という不可侵な領域も生み出

されてくるのである。

注

- 1 森岡清美・今井昭彦「国事殉難戦死者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態」『成城文芸』第一〇二号、一九八二年。
- 2 籠谷次郎「死者たちの日清戦争」(大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史』フォーラムA、一九九四年所収)。
- 3 この記念碑は現在微妙な立場にあるようだ。一九七六年五月一六日付の『中日新聞』は、名古屋市と日泰寺が「忠霊記念碑」の管理のあり方をめぐって「冷たいらみ合い」を続けていると報じている。
- 4 岩本豊三郎編『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯、愛知県護国神社、平成四年。
- 5 同右書、九九―一〇四頁。
- 6 『廣島市史』第四卷、名著出版復刻、昭和四十七年、五九一頁。
- 7 広島県庁編『広島臨戦地日誌』溪水社、昭和五十九年復刻、六六頁。
- 8 同右書、五七九頁。
- 9 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』(明治四十年)、第八卷所収の付録第二百一表による。
- 10 『愛知県史』第四卷、一〇四七頁。
- 11 この他黒田久孝、矢吹秀一、吉沢直行、上原勇作(第一軍参謀副長、南部辰丙、大島健一(第一軍副官)、佐藤周太郎、刈谷敬三、土橋吉次、掛札丑太郎であった。この人名は記念碑の建立前後(時期は不明)に記念碑建設委員が配布したと思われる小冊子(表紙には「記念」とある)による。これは記念碑碑文、戦死者氏名(第三師団、第五師団別)、製造担当者、記念碑建設委員名が掲載されたものである(『明治廿七年戦役第一軍戦死者記念碑』『名古屋市史資料』一三一―一三二、名古屋市立鶴舞中央図書館所蔵、また同じ冊子は名古屋市立博物館にも所蔵されている。『日清戦争忠魂碑建立記念』目録番号五九七―一三三)。

- 12 『名古屋市会史』第二巻、名古屋市会事務局、昭和十五年、四七八―四八〇頁。
- 13 『愛知県議会史』第三巻、愛知県議会事務局、昭和三十四年、一五九―一六一頁。
- 14 凶案は陸軍技手の松本義徳、模写彫刻は同じく技手の大熊氏広であった(前掲『明治廿七年戦役第一軍戦死者記念碑』)。
- 15 創建当時の様子をうかがわせる写真は、服部鉦太郎『写真図説明治名古屋の顔』に四枚掲載されている。一九一九年三月十八日市会は佐藤孝三郎市長宛に「日清戦役記念碑移転に関する意見書」を提出した。ここでは記念碑が主要街路の中央に位置するための交通の不便となり、ひいては都市発展の障碍をなっていることを移転理由に挙げていた。また渡辺龍夫議員はこの記念碑が都市のシンボルとしてはあまりにも貧弱なので、移転がふさわしいと述べた。そして一九二〇年度予算に四万三千円の移転費用が計上されたのである。南武平町交差点の周辺には次第に高層の近代建築物が造られるにしたがって、記念碑の存在感も次第に薄れていったことは確かであろう(『名古屋市会史』第四巻、昭和十六年、二一九―二二〇、三七二―三七三頁)。
- 16 場所は西練兵場(旧広島城郭内)の大手町筋入り口で、高さ三丈六尺七寸五分、台石の高さ一丈四尺六寸、砲弾型の記念碑であった。これは第一軍司令官野津道貫の撰文、第一軍参謀長小川又次の書であった。碑背には戦死者七二六人の名が刻まれた点も同じである。『広島臨戦地日誌』(明治三十一年)には「出雲石見隠岐備中備後安芸周防長門八ヶ国聯合凱旋碑建設費第五師団呉鎮守府歓迎費収支精算表」がある(前掲『広島臨戦地日誌』七七三―七七四頁)。この支出の内訳のなかに四九八八円七十銭五厘の凱旋碑建築費が計上されている。これは支出総額一万四一四円九十七銭九厘の四八%に上る金額である。『広島臨戦地日誌』にはこの凱旋碑の写真が一枚掲載されている。高さ五丈二尺の、石積み角柱型の大きな記念碑である。これは市内の皆実町にあり、第五師団の凱旋記念として、頂上に銀製の金鷄を装置した(前掲『廣島市史』第四巻、七二二頁)。
- 17 『明治天皇紀』第八、吉川弘文館、昭和四十八年、八二五―八二六、八七〇―八七二頁。
- 18 愛知県教育会編・発行『愛知県金石文集』上、昭和十七年、八二〇―八二二頁。
- 19 『安城町誌』(大正八年)名著出版復刻、昭和四十九年、一八二―一八三頁、安城の歴史を学ぶ会編『安城の石造物』安城市教育委員会、平成四年、八三頁。
- 20 前掲『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯、五八八頁。
- 21 桂(山口県出身、一八四七―一九一三)は陸軍省総務局長・陸軍次官を経て、一八九一年六月に第三師団長に就任し、戦争後一八九六年六月にはわずか四ヵ月ほどであったが、台湾総督を勤めている。表中の一八九四、九五五年の記念碑は第三師団長として在任中に書いたものである。また一九〇三年のものが二基あるが、これらは首相になってから書いたものである。大島義昌(一八五〇―一九二六)は桂と同じく山口県出身で、第一師団参謀長から第五師団の第九旅団長へ転じ、日清開戦直後には混成第九旅団長として、最初に出征した部隊の司令官となった人物である。一八九九から一九〇一年にかけて県内の記念碑の多くに揮毫しているが、この時期に第三師団長の職に就いていた関係からである。また大久保春野もまた一九〇六年から一九〇八年にかけて師団長を勤めている。大迫尚敏(一八四四―一九二七)は鹿児島藩出身で、一八九二年九月から第五旅団(第六聯隊と第十八聯隊で編成)の旅団長を勤め、日清戦争に従軍した。佐藤正(一八四九―一九二〇)は広島藩出身、一八九一年十一月から第三師団第十八聯隊長を勤め、日清戦争中に足を負傷し、戦後退役した軍人である。以上軍人の履歴については主として、秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典』(東京大学出版会、一九九一年)を参照した。

- 22 前掲『安城の石造物』、八九一九〇頁。
- 23 前掲『愛知県金石文集』上、八三二―八三三頁。
- 24 同右書、八四八頁。
- 25 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾巻、故桂公爵記念事業会、大正六年、六九一―六九二頁。
- 26 前掲『愛知県金石文集』上、八二八頁。
- 27 「減耗人員階級別一覽表」、「減耗人員師団別一覽表」(參謀本部編『明治廿七八年日清戦史』第八巻、所収)による。
- 28 『従軍者恤救実施概況報告』(国立史料館所蔵愛知県庁文書)一三二九、愛知県公文書館所蔵の複製本による。
- 29 『西尾市史』近代、昭和五十三年、五八二頁。
- 30 『愛知県幡豆郡誌』幡豆郡役所編・発行、大正十二年、四一三頁以下。
- 31 『明治二十七八年戦史編纂資料』(三冊)愛知県公文書館所蔵。
- 32 前掲『従軍者恤救実施概況報告』。
- 33 『出征軍人一件綴 明治二十八年』(国立史料館所蔵愛知県庁文書)二一九四、愛知県公文書館所蔵複製本による。
- 34 前掲『明治二十七八年戦史編纂資料』、『西尾町史』下巻、西尾町役場昭和九年、一五八頁。
- 35 『名古屋市史』政治編第三、名古屋市役所、大正五年、三三三―三三六頁。
- 36 前掲『明治二十七八年戦史編纂資料』。
- 37 同右書。
- 38 『西尾町史』下巻、一九八一―一九九頁。
- 39 旗忠社はもととは名古屋城下から東南に当たる川名山に創建されたもので、大正七年官祭招魂社の移転に伴い名古屋城北の練兵場に移転、さらに一九三五年官祭招魂社ともに現在地に遷座した。
- 40 西南戦争記念碑の建立に関しては、大津・名古屋・金沢・松江などを事例に、別稿で簡単に触れたことがある(「神社と記念碑」『明治維新と宗教』筑摩書房、一九九四年、第九章)。
- 41 『一宮市史』(昭和十四年)上巻、八四五頁、下巻、二二二―二六頁。
- 42 記念碑建立が遺族に対する配慮であったことについて、和歌山市の西南戦争記念碑も同様なことが言える。これは一八八〇年に県令神山郡廉らが、佐賀・熊本・台湾・西南の各戦争で戦死した四九一名の和歌山県士民のために、記念碑を建設する計画を立て、県民の献金を集めて、岡山の頂上に建立したものである。「記念碑」と刻む石碑(有栖川宮熾仁親王書)と神山が文章を選んだ「四役戦亡記念碑側記」(一八八三年九月)の二基からなる。寄付金を集めるための宣伝文である「四役戦亡記念碑建立につき広告」には、「県内ニ於テ乾燥高潔ノ地ヲトシ、記念碑ヲ建立シ、以テ勲功ヲ表彰シ、英魂ヲ追吊セント欲スルノ旨趣」のもと、旧藩主の徳川茂承と旧和歌山藩出身陸軍将校が企図し、その目的は「往ハ以テ死者ノ功勞ヲ発揚シ、遺族ノ悲悼ヲ暢慰スヘク、来ハ以テ志士ノ義勇ヲ鼓舞シ、国民ノ元氣ヲ扶植スヘ」きことであつたと述べる(『和歌山市史』第八巻、六一三―六一六頁)。
- 43 前掲『愛知県金石文集』上、昭和十七年、六九八―七〇二頁。
- 44 『西春日井郡誌』西春日井郡、大正十二年、一六六―一六七頁。
- 45 『木曾川町史』に従軍記章の写真が掲載されている(六五〇頁)。
- 46 刈谷市郷土資料館に展示されている「従軍感謝状」を掲げておく。年月日の上には「愛知県碧海郡徴兵慰勞会」の朱印が押されている。年
陸軍歩兵石川仙太郎君
征清従軍中善ク任務ヲ飛丸雨注ノ間ニ盡サレ、遂ニ我軍ヲシテ大勝ヲ得
セシメンハ、我郡民ノ感謝スル処ナリ、因テ木盃壹箇・金拾円ヲ贈進シ、
聊微衷ヲ表ス
明治二十八年十月廿日
愛知県碧海郡徴兵慰勞会
- 47 『西尾市史』近代、昭和五十三年、五八三頁。
- 48 海城占領とその後の清軍との攻防戦は、第三師団にとってはきわめて

大きな戦闘であったことが、こうした記念碑を建立した理由であろう。桂は海城占領の記念のため、海城城門の石を取り外して宮廷に献上したこともあった（前掲『公爵桂太郎伝』乾巻、六七〇頁）。

49 前掲『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書』第一輯、四八―四九頁。

この本殿境内には日清・日露両戦争の記念碑もある。日清戦争記念碑は「記念碑」という文字を刻んだだけの小さなものであり、日露戦争のものには「明治三十七八年戦役 忠魂碑」という文字を刻む。いずれも建立年是不詳とされ、名古屋城幅下門にあったものが一九一八年官祭招魂社に移転、さらに一九三五年護国神社境内に移された。

50 『新聞集成明治編年史』第九巻、財政経済学会、昭和十一年、二四一頁。

51 同右書第九巻、四三三頁。

52 この記事のなかに「我政府は別に国际上些の關係なき遼東半島還付記念碑の建立すら之を認可せざりし」という文章がある。この記念碑は二十九年五月に新潟県内の有志が計画したもので、新潟警察署はこの建設の出願を不許可にした。こうした政府の外交政策に直接関係し、当然政府批判を含みうる内容をもつことから許可がなかったのではないかと推測しうるが、こうした計画段階で終わった記念碑類についても調査してみるのは必要はあるだろう（『時事新報』明治二十九年五月二十七日号、『明治ニュース辞典』V、毎日コミュニケーションズ、一九八五年、五五一頁）。

53 『明治廿七八年日清戦史』（明治四〇年編纂）に「英霊」という言葉が登場する。

【付記】

成稿後、今井昭彦氏から「群馬県邑築護国神社の創建過程」（『群馬文化』第二四七号、一九九六年）及び「越後小出戊辰戦役における戦死者祭祀」（『常民文化』第二〇号、一九九七年）の惠贈を受けた。前者には群馬県

日清戦争記念碑考（羽賀）

邑築郡内の西南戦争記念碑・日清戦争記念碑について言及があり、また後者は戊辰戦争における「東軍」（旧幕府軍・会津藩軍）の戦死者の祭祀が、戊辰戦争後から現在に至るまでいかに行われてきたのかを、墓碑・記念碑の調査を踏まえて検討したものであり、新政府に敵対して戦死した死者が、どのような形で慰霊されてきたのかを知る上で、たいへん興味深い内容をもっている。今後の記念碑、戦死者慰霊の研究の参考にさせていただきたい。また京都府下における日清戦争時の尚武義会の諸活動については、高久嶺之介「日清戦争下の京都と尚武組織」（秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会、一九七九年）があり、地域社会における戦争援護活動を詳細に検討している。高久氏にはわざわざ論文のコピーを贈っていただいたが、本稿では原稿がほぼ完成していたために、その成果を生かすことができていない。今後の研究のなかで学ばせていただきたい。両氏のご厚意に末筆ながら、厚く感謝したい。